

設備工事情報シート	衛生	Ⅱ-P-24-改1	制定	2014年10月1日
			改訂	2015年3月1日

機器・材料	特定施設水道連結型 スプリンクラー設備(乾式)	能美防災編
-------	----------------------------	-------

1. 目的・概要

平成19年6月13日に消防法施行令および同施行規則の改正により、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」が規定され、火災事故の発生に伴う同法の改正により小規模社会福祉施設に対して更なる設置強化が図られた。また病院、有床診療所等に対する設置強化も検討中である。以下に能美防災(株)のシステムについて紹介する。

2. 設置基準の改正内容

防火対象物の(6)項の口について、新たな施設が追加されると共に275㎡未満のものについてもスプリンクラー設備の設置が義務化された。また、病院、有床診療所等においても面積によらず強化される見込みである。

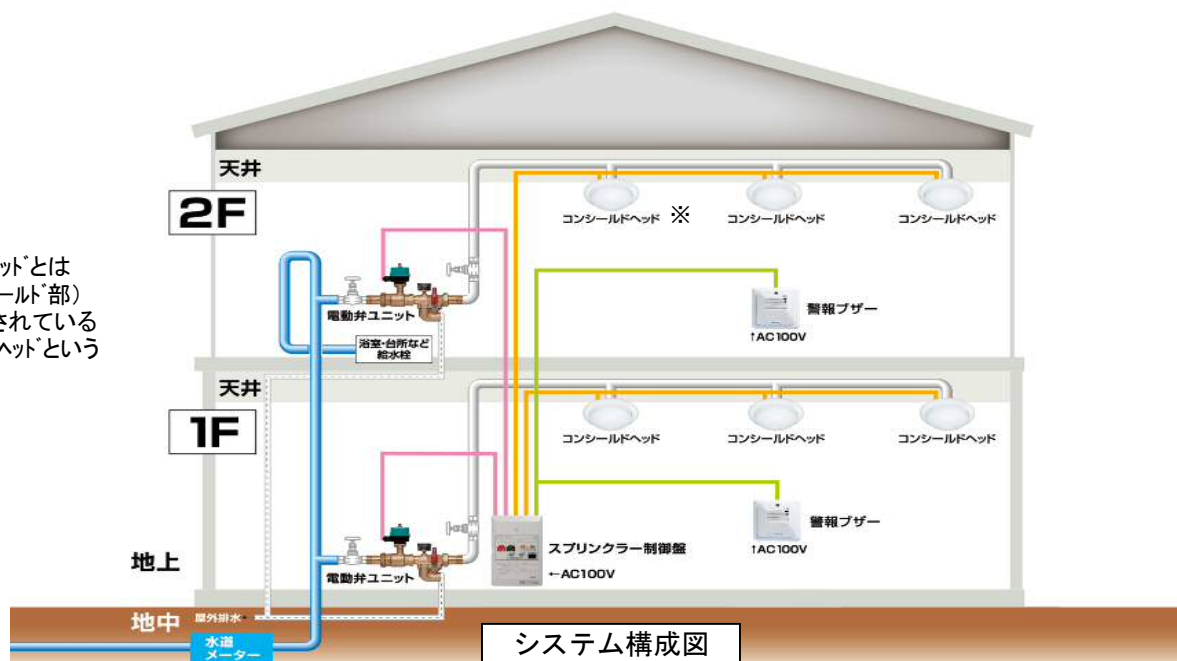
スプリンクラー設備設置基準

改正前		改正後	
(6) 項口 老人短期入所施設 他	275㎡以上 <small>延べ面積1,000㎡未満は 特定施設水道連結型SPで可</small>	(6) 項口 老人短期入所施設他 軽費老人ホーム等(新規追加) <small>避難が困難な要介護者を主として入所させるもの</small>	0㎡以上 <small>延べ面積1,000㎡未満は 特定施設水道連結型SPで可</small>
(6) 項イ 病院	3,000㎡以上	(6) 項イ 避難のために患者の介助が必要な有 床診療所・病院	0㎡以上 <small>基準面積1,000㎡未満は 特定施設水道連結型SPで可</small>
診療所、助産所	6,000㎡以上	避難のために患者の介助が必要な有 床診療所に該当しない有床診療所及 び有床助産所	3,000㎡以上 (平屋除く)

3. システム概要

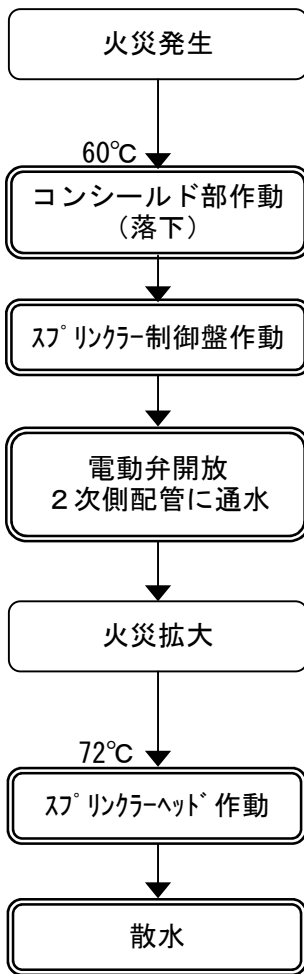
「乾式」は水道配管の分岐部に電動弁を設け、電動弁からコンシールドヘッドにいたる配管を空配管としたシステムである。火災時の信号により電動弁を開放し配管内を充水し、その後スプリンクラーヘッドの作動により散水する。電動弁2次側配管に停滞水が生じないため、一般のスプリンクラー設備と同様に行止まりの配管とすることができる。

※ コンシールドヘッドとはカバー(コンシールド部)に覆い隠されているスプリンクラーヘッドという意味です。



資 料

4. 火災時の動作フローおよび構成機器



■ コンシールドヘッド



型名	MHSJ009-72-CP
国検型式番号	ス第21～34号
標示温度	コンシールド部: 60°C スプリンクラーヘッド部: 72°C
放水圧力・放水量	0.1MPa—30L/min 0.025MPa—15L/min

■ スプリンクラー制御盤



型名	MUWJ001 (予備電源内蔵)
特定機器評価型式番号	特評第240号
電源	AC100V、50/60Hz
音量	1mにて70dB以上
外形寸法(露出ボックス使用時)	H280×W170×D73 (mm)
移報出力	無電圧a接点

■ 警報ブザー



型名	NHW-100C
電源	AC100V、12mA
音量	1mにて85dB以上
外形寸法	H127×W127×D43 (mm)
移報出力	無電圧a接点

■ 電動弁ユニット



型名	MVCJ004-25 (テスト弁、オリフィス、圧力計内蔵)
接続口径	25A
日水協認証登録番号	E-601

5. 特長

- ・ 日本消防検定協会による特定機器評価（旧性能鑑定）に合格。
- ・ 湿式に比べ配管長が短くて済み、配管摩擦損失を小さく抑えることが可能。
- ・ 乾式のため寒冷地にも設置が可能。
- ・ 水漏れの心配が無く、居住者の不安を解消。
- ・ 配管の保温防露工事が不要。

6. 注意事項

- ・ 事前に水道事業者および所轄消防署との協議が必要。
- ・ 設置にあたっては着工届および設置届が必要。
- ・ 非常電源の設置義務はない。（令12条2項7号）
- ・ 配管は水道法令および消防法令で認められた材料とする。

7. 問い合わせ先

能美防災(株) 消火設備本部 開発営業推進グループ TEL : 03-3265-0283 FAX : 03-3265-4803